

2023年

12
月号

協会けんぽ山形支部からの お知らせ

職場内で回覧を
お願いいたします

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆さまにご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康や医療に対する意識を高めていただくため、年に一回「医療費のお知らせ」を事業所さま宛に送付しています。事業主さま・ご担当者さまにおかれましては、従業員の皆さまへ「医療費のお知らせ」をお渡しいただきますようお願いいたします。

- 対象期間** 令和4年10月～令和5年8月受診分
- 送付時期** 令和6年1月10日(水)～令和6年1月23日(火)にかけて順次郵送いたします。
- 送付先** 事業所

※対象期間内に受診がなかった加入者さまには発行していません

ご担当者さまへ

開封せずに従業員さまへお渡しください。
また、既に退職された方の「お知らせ」につきましては、同封の返信用封筒にて協会けんぽにご返送ください。

確定申告にも活用できます

確定申告で医療費控除の申請をする際に、「医療費のお知らせ」を添付いただくことで、明細書の記載を簡略化することができます。

確定申告（医療費控除）については、国税庁HPまたは管轄の税務署にてご確認ください。

Q なぜ令和5年9月～12月受診分が記載されていないの？

A 医療機関を受診されたデータが協会けんぽに届くまでには3か月以上かかります。2月の確定申告の時期に「医療費のお知らせ」をご利用いただくため、協会けんぽに届いている令和5年8月までの記載となっております。

Q なぜ「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費があるの？

A 特定の診療科を有する医療機関等で受診した場合、医療機関等から協会けんぽへの請求が遅れている場合、レセプトの内容を審査中の場合等により記載されていないことがあります。

Q 「医療費のお知らせ」を紛失してしまったら？

A 再発行ができますので、協会けんぽホームページの「医療費のお知らせ依頼書」をダウンロードしてご記入いただき、協会けんぽへご郵送ください。



医療費のお知らせ依頼書はこちら▶

Q 協会けんぽの保険証の記号・番号が変更された場合の記載内容は？

A 現在加入中の保険証で医療機関を受診された分の医療費のみの記載となり、以前の保険証で受診された分の記載はされません。記載されていない期間の発行をご希望される場合は、協会けんぽホームページから「医療費のお知らせ依頼書」をダウンロードして、以前の記号・番号をご記入いただき、協会けんぽへご郵送ください。

【お問い合わせ先】 レセプトグループ 023-629-7225 (ナビダイヤル3番)

年末年始営業のお知らせ

年末 12月28日(木)まで

年始 1月4日(木)から

申請書類はすべて郵送での提出が可能です。郵送によるお手続きにご協力いただきますようお願いいたします。



【お問い合わせ先】 業務グループ 023-629-7225 (ナビダイヤル1番)

退職後は保険証を使用できません！

保険証を使用できるのは、「退職日」もしくは「扶養でなくなった日の前日」までとなります。

事業所さまにおかれましては、保険証を速やかに回収し、「資格喪失届」や「被扶養者（異動）届」に添付して日本年金機構（仙台広域事務センター）へ返却をお願いいたします。

保険証回収の流れ

1 退職時に事業所へ保険証を返却しましょう。



ご家族も被扶養者として加入していた場合は、ご家族の保険証も併せてご返却ください。



2 日本年金機構（仙台広域事務センター）へ提出します。



被保険者資格喪失届
または
被扶養者（異動）届

※届出を行った後に回収した保険証は都度、協会けんぽにご返却ください。

退職後のよくある誤解

新しい保険証が届くまでの間は使えるだろう

月の途中の退職だから月末までは使えるだろう

会社から何も言われていないので使えるだろう



資格喪失日以降、資格のない保険証で医療機関等にかかった時、その医療費は全額自己負担となるため、協会けんぽが負担した医療費は返還していただくことになりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 レセプトグループ 023-629-7225（ナビダイヤル3番）

健康 コラム



一般社団法人 山形県医師会

骨粗しょう症との闘い

人生100年時代。特に多くの女性にとって、人生の後半は、症状として現れにくく、年齢と共に進行する骨粗しょう症との闘いです。骨格の健康は、健全な身体を保障し、人が人らしく生きるための必須要件です。しかし、骨粗しょう症になると、手首の骨折、背骨がつぶれて身長が縮む、腰が曲がる。あるいは太ももの付け根の骨折で手術となれば、歩行困難などにつながり、場合によっては寝たきりの状態になってしまうかもしれません。骨粗しょう症の治療は、骨格全体の健康を維持するために重要です。近年は薬物療法の進歩により、骨粗しょう症による骨折リスクを低下させることが可能になりました。診断では、自分自身の骨密度の程度を知っておくことがとても大切です。最近では診断の進歩にも目覚ましいものがあり、検査は検査台にのって5分程度で終わります。女性は閉経後、55歳になつたらまず、腰椎と大腿骨の精密な骨密度測定を受けることをおすすめします。いつまでも、自分の足で歩き、楽しく健康的な生活機能と生活の質を維持するために、骨折を予防し、骨格の健康を保つことが必要です。まずは、自分の正確な骨密度を知ることから始めましょう。

山形県医師会常任理事 医療法人社団丹心会 吉岡病院 吉岡 信弥



【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7225（ナビダイヤル4番）

協会けんぽ山形支部からのお知らせ 2023.12月号